

契約締結前の公表

大阪府立茨木工科高等学校がシルバー人材センターから業務委託の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により公表する。

平成30年3月20日

大阪府立茨木工科高等学校長 田尻 肇

1. 業務内容 学校施設・設備維持管理業務委託
2. 契約の相手方 茨木市東奈良一丁目4番1号
公益社団法人 茨木市シルバー人材センター
理事長 島川 譲
3. 契約の相手方の決定方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約
4. 選定理由
 - ・茨木市内に所在し、円滑に業務の履行が可能であること。
 - ・臨時的かつ短期的な就業希望している高齢退職者のために当該就業の機会を確保し及び組織的に提供する業務を行っていること。
 - ・過去に履行実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。